

三宅村 議会だより

第33号

2020.05.25



写真：三宅村議会議員一同（初議会終了後）※水原議員については療養中のため欠席。

目次

令和2年第1回三宅村議会定例会で審議された議案	2
令和2年第1回三宅村議会定例会 議決結果	3
村政を問う（一般質問）	4
各議員が所属する委員会	10
議長報告書	11



令和2年第1回三宅村議会定例会

(会期：3月10～31日)

で審議された議案

議案第1号

東京都町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

議案第2号

東京都町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

議案第1号、2号

福生病院組合が、令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴う規約の改正です。

議案第3号

東京都町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

福生病院組合が令和2年4月1日をもって、地方公営企業法に規定する企業団へ移行・脱退することに伴う規約の改正です。

議案第4号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

広域連合に対する区市町村

の負担金の適用年限の変更です。

議案第5号

令和元年度三宅村一般会計補正予算(第7号)

主に事業収入の減に伴う繰入金金の追加、事業確定に伴う補正です。

議案第6号

令和元年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

主に事業確定や決算見込みに伴う増減、一般会計からの繰入金による補正です。

議案第7号

令和元年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第2号)

事業確定による減額と、一般会計繰入金金の増額による補正です。

議案第8号

令和元年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

事業確定や決算見込みに伴

う増減等による補正です。

議案第9号

令和元年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

主に事業の執行見込みによる補正です。

議案第10号

令和元年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

決算見込みに伴う増減等による補正です。

議案第11号

令和元年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算(第1号)

事業収益見込額の減による補正です。

議案第12号

令和2年度三宅村一般会計予算

議案第13号

令和2年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計予算

議案第14号

令和2年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計予算



議案第15号

令和2年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計予算

議案第16号

令和2年度三宅村簡易水道特別会計予算

議案第17号

令和2年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号

令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算

令和2年度予算は村長選挙が予定されていたため、投資的の事業や新規事業等の「政策的な経費」は補正予算対象となり、人件費や扶助費、公債費等の「義務的経費」を中心に編成されました。その結果、各会計を合わせた村全体の予算規模は、昨年度より9億3745万5千円減の、52億7749万4千円となりました。

議案第19号

三宅村国民健康保険直営歯科診療所の指定管理者の指定について

医療法人社団創新会が令和2年4月1日から令和6年3月31日まで指定管理者となりました。

議案第20号

三宅村漁業生産基盤施設の指定管理者の指定について

三宅島漁業協同組合が令和2年4月1日から令和5年3月31日まで指定管理者となりました。

議案第21号

三宅村産業復興関連施設の指定管理者の指定について

三宅村商工会が令和2年4月1日から令和5年3月31日まで指定管理者となりました。

議案第22号

三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について

平塚典明氏が令和2年4月1日から令和5年3月31日まで指定管理者となりました。

議案第23号

三宅村青年館の指定管理者の指定について

三宅島連合青年団が令和2年4月1日から令和5年3月31日まで指定管理者となりました。

同意1号

三宅村監査委員の選任につき同意を求めることについて

議会選出の監査委員に木村靖江議員が選任されました。



三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
3人の人権擁護委員の推薦について、議会の答申（適任）を示しました。

諮問第1〜3号

令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）
バス車両購入に伴う増額補正です。

議案第26号

令和2年度三宅村一般会計補正予算（第1号）
当初予算に投資的事業やソフト事業の経費等が計上された増額補正です。

議案第25号

令和元年度三宅村一般会計補正予算（第8号）
特別交付税および東京都総合交付金の額の確定に伴う財源更正と基金等の調整です。

議案第24号

令和2年第1回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否							議決結果
		石井 肇	北川 博史	沖山 雄一	沖山 肇	木村 靖江	水原 光夫	平川 大作	
議案第1号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	東京都市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第3号	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第4号	東京都後期高齢者医療広域連合格約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第5号	令和元年度三宅村一般会計補正予算（第7号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第6号	令和元年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第7号	令和元年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第8号	令和元年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第9号	令和元年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第10号	令和元年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第11号	令和元年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第12号	令和2年度三宅村一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第13号	令和2年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第14号	令和2年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第15号	令和2年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第16号	令和2年度三宅村簡易水道特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第17号	令和2年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第18号	令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第19号	三宅村国民健康保険直営歯科診療所の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第20号	三宅村漁業生産基盤施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第21号	三宅村産業復興関連施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第22号	三宅村ふるさと体験ビレッジ施設「ふるさと味覚館」の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	〳
議案第23号	三宅村青年館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	〳
同意第1号	三宅村監査委員の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第24号	令和元年度三宅村一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第25号	令和2年度三宅村一般会計補正予算（第1号）	○	○	×	○	○	○	○	〳
議案第26号	令和2年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	〳
諮問第1号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	適任
諮問第2号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	〳
諮問第3号	三宅村人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	〳

※表中の記号：○…賛成 ×…反対

村政を問う

4人の議員が一般質問

沖山 雄一
議員



問 新型コロナウイルスの三宅村の対応について

住民が大変気になっている新型コロナウイルスの三宅村の対応について、2点、質問をします。

1点目は、新型コロナウイルスに対する水際対策です。伝染病や有害生物などの上陸を阻止するために、空港や港などで行われている検疫や検査などの対策はどのようになっていますか。

答 福祉健康課長

島への交通機関の入り口に

おける感染防止対策ですが、2月20日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策に係る島しょ町村長との連絡会議での要望の申し入れに続きまして、3月5日には、東京都町村会から都知事に対しまして、新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望として、飛行場や港における有熟者の早期発見体制の確立、感染症予防物資の確保、観光客減少対策など、9項目にわたり申し入れを行いました。

都では、島しょ保健所監修の「伊豆諸島に行かれる方へのお願い」と題しました啓発チラシを、竹芝客船ターミナル等で来島者へ配布いただくほか、3月7日から調布飛行場で、3月10日から竹芝客船ターミナルで、来島者への非接触型体温計による検温の実施と、37・5度以上の発熱が認められた方に対しては、搭乗等を遠慮いただく措置を実施していただくことになりました。

再 2点目は、島内で感染者が発生した場合の対策はどのようになっていますか。



答 福祉健康課長

島内で感染者が発生した場合の流れですが、感染を疑う方や発熱、倦怠感や息苦しさ等の症状のある方につきましては、事前に中央診療所へ連絡をいただき、症状等によっては、島しょ保健所で病状や経過の聞き取りをしていただいた上で、診療所を受診していただきます。診療所医師の診察の結果、感染が疑われる場合には、島しょ保健所および感染症対策課との協議を経た上で、内地へへり搬送をし、感染症指定医療機関等に入院となります。

また、島内で感染者が発生した場合には、東京都とも相談しながら、当然、個人のプライバシーに対しては、十分配慮をした上での対応となります。

今後とも情報が時々刻々と変化する中で、新型コロナウイルス

イルス感染症の被害を最小に抑え、住民の皆さまの命と健康を守るため、東京都や島内関係機関と緊密な連携、検討を重ねながら、適時、適切な対応を取ってまいります。

再 新型コロナウイルスの対策を世界レベルで行っている一方で、経済活動が停滞し、三宅島の中でも飲食店や宿泊施設などで、大きな影響が出ています。経済対策の要望活動や、三宅村として具体的な支援は考えていますか。

答 福祉健康課長

3月5日に、東京都町村会から都知事に対し、新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望を行った中で、財政支援の確保という項目がございます。その中で、島しょ地域での来島者減に伴う損害に対する事業者支援、島しょ地域の観光施設の休館に伴う人件費に対する支援、こうした項目を、東京都に対して要望を実施しているところであります。

問 三宅島の経済活性化のための軽減税率消費税5%導入とベーシックインカム導入について

有人離島における経済活性化のための施策について、2点、質問をいたします。

答 企画財政課長

消費税につきましては、商品やサービスの提供など、取

1点目は、有人離島の軽減税率、消費税5%についてです。離島の経済活性化のためには、将来の振興策に加え税制についても思い切った施策を講ずる必要があると考えます。離島地域における世帯収入額は全国に比べて約8割の水準である一方で、世帯消費支出額は全体の約9割程度の水準と指摘されています。さらに昨今のネット通販による買物で、お金はほとんど島の外に消費されています。消費税は離島も本土と同じ10%で、離島に住む人々にとっては、本土に比べて税の負担が相対的に重くなっていると感じています。日本の場合、地域によって異なる税率を適用するにはかなりハードルが高いと想定されますが、離島振興のために、離島の消費税については軽減税率を適用するか、あるいはそれに代わる施策を真剣に検討する必要があると考えます。

現在は、島しょ振興議員連盟でまとめた離島振興策の中で、特定有人国境離島政策として、離島の軽減税率が検討されています。これについて、三宅村の見解をお聞きしたいと思います。

引に際し、広く公平に課される税であり、軽減税率等は全国的に検討されるべき事項でありますことから、本村での見解は控えさせていただきます。と思います。

しかし、ご質問の委員会で検討されているということですので、そちらの状況については、注視をさせていただきたいと考えております。

再 ベーシックインカムについて、質問をします。

この内容を分かりやすく説明するために、毎月、基本的な収入として、島民に月額8万円を一律に支給するという設定をします。1年間12か月で、96万円の年収となり、島民2000人に全員配付すると、年間予算は約20億円となります。もっと収入の欲しい方は働いて収入をさらに増やします。世帯が夫婦なら、ベーシックインカムは月16万円、夫婦と子供2人の4人家族なら月32万円となります。世界の幾つかの国の試験的に導入されているところでは、税金が増え、経済が安定する。最低収入を補償すると、自分のやりたいことに向けて教育を受けたり、仕事などの訓練を受けて、自分がやりたいことにチャレンジできるなど、前向きな結果が出ているそうです。



三宅島が次の総合計画で、新しい未来を創る思い切った政策を計画する考えはありますか。

答 企画財政課長

ベーシックインカムは現在各国で試験導入等が行われており、国家レベルでの検証が行われている事案です。このため、市町村レベルでの導入は現実的ではないことから、第6次総合計画に計上する予定はありません。

再 仮に国や東京都が「ベーシックインカムをどこかでやりませんか」という希望の地域を募集したときに手を挙げる考えはありますか。

答 村長

課長が答弁したように、外国では幾つかの国で試験導入がされ、検証が行われていることは承知しておりますが、私自身は自治体で取り組むレベルのものではないと判断しています。

本村独自の導入は、現在の段階では不可能であると判断しています。ただし、その動静については注視をしていきたいと考えております。

※ベーシックインカムとは：最低限所得保障の一種。年齢性別所得の有無を問わず、全ての人に所得保障として、一定額の現金を支給する制度。

問 東海汽船の高速ジェット船就航について

東海汽船の高速ジェット船の就航について、2点、質問をします。

過去に高速ジェット船就航を伊ヶ谷港で実験しましたが、実現しなかった理由は何ですか。

答 企画財政課長

高速ジェット船の試験運行は平成23年から25年のそれぞれ6月に、3カ年かけて実施をされております。今回改めて東海汽船に確認したところ、「潮流や配船などに課題があるとともに、海の静穏性の高い6月期においても、7割程度の就航率という結果であり、他の時期ではさらに就航率が落ちることが予想され、採算が見込めないことから、定期航路化は困難である」との回答をいただいております。

再

ダイレクトに竹芝と三宅島をつなぐことは現実的ではないということですが、神津島と三宅島をつなぐという案で、今、阿古漁港の脇に、クルーザーの港を整備中ですが、これを利用する案はどうでしょうか。神津島と三宅島がつながると一旦本土に戻らずに、一筆書きで東京諸島をつなぐことが可能になります。さまざまな時代の変化も含め、東海汽船や東京都、神津島なども協力をして、熱海から神津島間の路線を、三宅島までつなぐことについて、要望していく考えはありますか。

答 村長

過去3回にわたって試験運行しましたが、神津島と三宅島間に潮の目があり、潮流が変わらない限りは、無理な話ではないかと思えます。しかし、船の構造など、さまざまな周囲の条件が変わり、運行が可能となれば、当然アクションを起こします。



木村 靖江 議員



問 火葬場利用に関することについて

昨年10月より利用開始となった火葬場において、大変高い評価の声を聴いておりますが、村民の方から、「葬儀に至るまで夜を通して故人とともに過ごすために、通夜から翌朝まで一泊することはできないのか」とのご意見をいただきました。

斎場とは、通夜も含め葬儀、告別式を行うことができ、火葬ができる施設として認識しております。人件費や利用料金などの課題もあるかと思えますが、高齢化がより進む中、できるだけ移動せずに儀式を済ませたいと願うものがあります。現在はさまざまな簡素化され、地域や家庭によっても違いはあるかと思いますが、多くの斎場で宿泊が可能であるように、三宅村と

してもぜひ検討していただけないか。見解を求めます。

答 地域整備課長

亡くなられた方の夜を通しての付き添いにつきましては、施設の安全、防犯、管理上の問題と、旅館業の許可が必要となることから、宿泊については、本施設では想定しておりません。

また、通夜の後、亡くなられた方のご遺体を安全に管理、保管するため葬儀までの間、霊安室にて一時冷蔵保管をすることとなっておりますので、一般家庭での通夜のように、夜を通して故人とともに過ごすことは難しいと思います。

施設の利用におきましては、10月の使用開始時から、施設内に意見箱を設置しており、現在までに5件の意見がありました。意見の内容ですが、ハンガー、電話帳、茶道具等の設置要望があり、既に対応済みです。

また、携帯電話の要望につきましては、現在18回線での使用が可能となっております。

なお、ご意見の中には、夜間の宿泊に関するものがございます。今後もさまざまな意見があるかと思っておりますので、ご意見を伺ってまいりますと思っております。

古くから、通夜とは葬儀に至るまでの夜伽（よとぎ）と称して、同じ屋根の下で親戚や友人など親しい人々が夜を通して、死者を守ることを意味しました。現在はさまざまな違いがあることも承知しておりますし、時代とともに形骸化しております。

住民の方からの相談内容については、将来的にニーズが高まってくるものと考えます。答弁の内容は私が質問していない項目にも答えていたのですが、火葬場での宿泊について、ぜひ、今後の三宅村の検討課題として視野に入れていただきたい。村長は、この点、いかがお考えでしょうか。

答 村長

他島の例を見ますと、最初はやはり議員のような宿泊を望む意見があったようですが、ご遺体が霊安室にて保管されることから、夜伽（よとぎ）のようなことはできない通夜の形に変わり、現在の方法になれていったという例もあるようです。

そのような例から、三宅村も同様な形にするということではなく、今後はご意見箱にそって、関係機関でしっかりとした議論をし、方向を定めたいと思います。

意見箱の5件の意見が住民全での意見ではないと考えます。本件についても、ひとつの意見としてぜひ、検討していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

答 地域整備課長

施設の安全、防犯の管理上、旅館業の許可等が必要となり、また消防からの指導で、夜9時以降のろうそくや線香などの使用ができない場合もあります。これらを踏まえ、夜間の使用はしないとしております。また、夜間の業務ということから、作業員を確保することが困難な状況もあります。

さまざまな問題の解決が必要であり、現時点では対応することは大変難しいものと考えております。しかし、そうした強い要望としての意見が今後続くようであれば、検討してまいります。

問 雄山におけるエコツリズムについて

昨年6月に、東京都と三宅村で、「三宅村雄山一帯における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定」を締結し、本村での東京都版エコツリズムの実施が決定したと聞いております。エコツ

リズム実施に当たって、自然保護を目的として自然ガイドの同行の義務付けがされていることですが、観光客の安全を確保することが何よりも重要であると考えます。自然ガイドの養成状況および認定者数、そして安全対策、この3点について、村の見解を伺います。あわせて、万が一の緊急時避難用の案内板などの設置の進捗（しんちよく）状況、観光客への利用ルールの周知、自然ガイドの継続的な養成の実施について伺います。

答 観光産業課長

まず初めに、東京都自然ガイドの養成状況ですが、東京都が主催する認定講習会が、昨年11月に3日間、補講が今年2月に2日間開催されております。当初、26人の申込みを受け付けたところですが、受講された方は24人、内1人が辞退されております。3月6日に、「三宅島における東京都自然ガイド養成認定委員会」が開催され、今後、東京都において3月末までに自然ガイドの認定を完了する予定です。

次に、安全対策ですが、村ではロープなどの備品を準備するほか、実施の際に指標となります風雨等の基準を設けております。また、今後、消

防本部、三宅島警察署にご協力いただきまして、現地において緊急時訓練を計画しております。さらに3月22日には、ガイドの方々に本番を想定した入山シミュレーションを行っていただくとともに、御嶽山をガイド下見中に噴火に遭遇されて、生還された外部講師の方をお招きし、講習会を開催するほか、入山シミュレーションを踏まえた助言をいただく予定です。

続いて、案内板等の設置についてですが、ハード面については、東京都三宅支庁に整備を進めていただいているところですが、入札不調により、整備が遅れていることから、当初は仮設看板で対応してまいります。

次に、観光客への利用ルールの周知については、村関係機関と連携しながら取り組んでまいります。最後に、自然ガイドの継続的な養成については、令和2年度については年3回の講習会を予定しております。

問 花いっぱい推進事業について

本年1月19日に三宅村児童ふれあい公園で、ガクアジサイの苗木の植栽が実施されました。和気藹々（あいあい）喜々として作業が進められま

した。参加者の感想、日頃の皆さまからの声などから、関心の高さを感じているところです。改めて、今後の花いっぱい事業の取り組みについて伺います。

1点目、委員会の開催予定時期、回数などは決まっていますか。

2点目、植栽の場所、花の種類など、これまで話し合いの中で決まってきた植栽計画の見直しなどの予定はありますか。

答 観光産業課長

1点目の委員会の開催予定ですが、開催は年2回を予定しており、時期は5月と11月に開催を考えております。

2点目の植栽計画の見直しについては予算の関係もありますが、今まで同様、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

問 三七山スポーツ公園の整備について

三七山スポーツ公園の整備については、これまでも幾度か提案、質問させていただきました。「島民の憩いの場として必要な施設整備の検討を



図ってまいりたいと思えます」との答弁をいただいておりますが、今年度の進捗（しんちよく）状況と今後の計画について、改めてお聞かせいただけますか。

また、テニスコートの整備については、現時点でいかがお考えでしょうか。スポーツを推進する三宅村としての見解を求めます。

答 総務課長

現在、来年度以降の三七山スポーツ公園の再整備に向けて基本設計業務委託を進めているところですので。その基本設計の中で、議員ご提言の憩いの場やテニスコートの整備を含めて、必要な施設整備等の設置を検討しております。

進捗（しんちよく）状況としましては、基本設計図の作成に向けて、受託事業者との打ち合わせを行い、既存施設の撤去やテニスコートの設置、人道橋の設置、桜の植栽、島の植生を生かした花壇等の整備等も検討しております。

今年度は、桜の植栽の継続と、この事業の全体の実施に向けた基本設計の精査、事業の概算予算の確定を進めてまいりたいと考えております。

テニスコートについても精査をして、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

平川 大作
議員



問 島外で診療を受ける際の交通費、宿の補助制度の確立を

私は、今回の選挙にあたり、島外で医療を受ける際の交通費と宿泊費についての補助制度の実現を第一声に挙げました。

この問題は、今、島外の病院へ通っている多くの村民の切実な、悲痛な声です。この声にこたえていただいで、ぜひ実現してほしい。

この件について、村長の見解を伺います。

答 福祉健康課長

島外医療機関受診に係る交通費および宿泊費の補助については、島しょ町村共通の課題であり、国あるいは東京都の施策によるものであると考えております。

一方、三宅村では、指定難

病の方に対し、「三宅村難病医療通院支援事業」により、交通費および宿泊費の補助を実施しているところですが、村長の今後4年間の所信表明にあります、「三宅村難病医療通院支援事業」の拡充など、新たな事業について、令和2年度新規事業で実施できよう、現在、予算要望を行っております。

東京都への予算要望につきましては、かねてより東京都町村会から、助成制度創設を要望しておりますが、今後も継続して要望してまいりたいと考えております。

問 補聴器購入補助について

補聴器の価格は、おおむね3万円から20万円と言われていますが、保険適用ではなく、全額自己負担です。所得の低い高齢者がお金の心配なく、補聴器を使用できるように、村として力を尽くすべきと考えますか。

答 福祉健康課長

補聴器購入補助については島しょ町村では全ての町村において、軽度、中等度の難聴者に対する補聴器の独自補助は行われておりません。障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、身体障害者手帳を交付されている方に

は補助されますが、一方、東京都では区市町村への補助事業により、区市町村が一定の条件の下、補聴器購入補助を実施する場合には補助対象とすることも可能としておりますが、島しょ町村においては、極めてハードルが高く、現実的には困難です。

今後とも、島しょ町村と情報共有を図るとともに国・東京都のほか、全国の自治体の動向を注視しながら、研究を

問 島嶼会館の利用について

島外への診療の際の宿泊費が多くかかっているのは、島嶼会館の予約が取れないためです。島嶼会館というのは、非常に島民の方にとって魅力です。

出資者として、もっと強く臨むべきではないか。予約を取りたいときに部屋を取れない島嶼会館。建てるよきの目的を果たしていない。このことをどう考えますか。

答 総務課長

島嶼会館の予約が取りづらいという話は、多くの方から伺っております。主な原因といたしましては、当日のキャンセルによる

客室稼働率の低下や、島しょ以外の利用者の増加が考えられます。これらの対策として、島嶼会館では島しょ利用者の予約受付の前倒しや事前キャンセルの呼びかけを、エレベーター内の掲示や、広報掲載依頼等で実施しております。

島民の利用を優先するため、島民の宿泊予約は4か月前から受け付けておりますので、早めのご予約をお願いいたします。

再 皆さん病院へ行くために島嶼会館を利用しています。広尾病院には、病院敷地内に泊まれる施設がありますが、他の病院へ行くとなると泊まらない現状があります。

より多くの島民が利用できるよう、もう少し創意工夫できないものですか。

答 総務課長

できることは、キャンセル等の対応をさらに強化する、住民に対する啓発をする以外にはないと思っております。

問 焼却場について

焼却場ができて、20数年が経ち、炉の中の痛みがひどいと聞いております。炉が駄目になれば火をつけることができなくなり、生ごみの山がで

き、長くても1週間が限界でこの不衛生な状況だけは絶対に避けなければなりません。稼働している今が、今後を

考える時期ではないでしょうか。調査を行い、改築等が必要となればその手当を講じるべきだと考えます。私も提案するだけではなく、共産党都議連に相談をし、何か良い手立てがないか探していただき

ました。「循環型社会形成推進交付金制度」という制度があるそうです。この制度を利用すべきと考えますが。

答 地域整備課長

施設全体の調査については毎年、東京都環境公社に委託し、調査報告の下、修繕計画を立て、改修を行っており、平成29年度には大規模改修工事を実施しております。

焼却炉の中の耐火物が劣化している状況については把握しております。今年度より3カ年で、耐火物の張り替え等を計画し、本定例会の最終日に上程予定の一般会計補正予算(第1号)で対応してまいります。



今後の施設の建て替えについては、施設の状況等を注視しつつ、補助制度等を確認し、活用等を国および東京都と調整しながら、施設の状況も併せて第6次総合計画の中で計画、検討をしております。

問 子供の遊具について

旧坪田小学校グラウンドの遊具新設の進捗(しんちよく)状況、ブランコの増設が可能なか、また、児童公園の遊具はなぜ利用できないのか、お聞きします。

答 福祉健康課長

旧坪田小学校グラウンドへの遊具の設置について、ブランコ、スプリング遊具、ジャングルジムを設置し、第5次総合計画内での設置は完了しております。ブランコの増設についての要望ですが、第6次三宅村総合計画の中で、児童遊園全体をどう計画的に整備するか、計画できればと考えております。

が、本年度、村内の児童公園の遊具を全件点検したところ、コンクリート複合遊具の一部が危険であるということが判明いたしました。そのため、危険な部分について、使用禁止の措置とさせていただきます。危険箇所の除去および改修につきましては、令和2年度の新規事業として、現在、予算要望中です。

再 私は質問に当たり、現場を見に行きましたが、コンクリートのクラックというのは見当たらなかったのですが、危険という判断ですか。

答 福祉健康課長

頭部・胴体の挟み込みの部分などで危険箇所があり、使用禁止とさせていただいております。

再 危険箇所の処置をすれば使えるという判断ですか。

答 福祉健康課長

コンクリート複合遊具につきましては雲梯および丸ステップについては撤去、胴体挟み込み部分の心配のある複合滑り台については、その部分の撤去を、来年度新規事業として考えているところです。それが完了すれば、使用可能ということになります。

沖山 肇 議員



問 村税等の徴収等による債権の確保について

毎回定例会ごとに、村税徴収状況が提出されておりますが、徴収率が悪いことが見受けられ、滞納に対する徴収率も低い。この要因について具体的にお伺いします。

まず最初に、村税の徴収について、伺います。

村税の2月度の徴収率ですが、現年度分徴収率が、10月より24・2%上がっており、それなりに理解できますが、13・2%が未収となっております。この要因は何なのか。未収などによる債権確保をどのように進めていくのかを伺います。

答 村民課長

本日も机上に配付させていただいております村税徴収状況調ですが、2月末現在で、

現年分86・8%、滞納分が31・4%の状況です。ご質問の徴収率が低いという要因で、残りの現年分13・2%が未収というお話ですが、こちららは、まだ納期が来ていないものもありますので、その分につきましては納期が到来した後に伸びるものと考えております。

それから、徴収についての考え方ということですが、現在、担当課としては、現年課税分をしっかり徴収することで、滞納繰越額を増やさないことを目標としています。そうした中で未払いの方に対しては督促状、催告書の発送はもちろんですが、電話による納付の催促、窓口での納付相談等、さらには、財産調査等も行いながら、悪質な場合は差押え処分を行って徴収率の向上に努めております。

また、滞納分につきましては執行停止等による債権の整理を行い、滞納額の圧縮に努めております。

再 住民の方たちから、「滞納などの債権確保に向けた村の取組姿勢が伝わってこない」という声があり、税などに対する不公平感が高まっているようです。しっかりとした取組姿勢が伝わるように進めていただくことを、強く求めて、次の質問に移ります。

現年度の村営住宅使用料徴収に関する質問をさせていただきます。

まず、現年分81・6%、現年度で10月から1・7%上がっています。住宅使用料の滞納額が、一般会計の中で未収の占める割合が、住宅使用料だけで70%を超えていると思われまます。この徴収に当たって3カ月以上滞納している人の割合は、何%ですか。また、村の条例に基づいた適切な処遇がされているのか。あるいはされていないのか。数字なのか説明を求めます。

答 地域整備課長

まず、現時点での現年度分の村営住宅使用料3カ月未納の世帯数ですが、現在、184戸の入居世帯に対し、15世帯で発生、割合としては8・1%になっております。

次に、条例に基づいた適切な処遇がされているのかについてですが、毎月、期日までに支払いのない方に対し、督促の実施や、滞納者との面接を実施しております。また、村営住宅の使用料につきましては、税のように差し押えによる強制的な回収する権利を有していないため、現状以上の対応は困難なことから、三宅村営住宅使用料滞納整備等事務要綱と、三宅村営住宅無

断退去者等に係る事務処理要綱を基に弁護士に調査と交渉を委託し、その報告結果に基づき分納誓約を交わし、収納を図っております。

一方で、無断退去者については、連絡が取れず、督促等の措置を段階的に講じ、最終的には村営住宅の明け渡し、訴訟の訴えを提起し、強制執行までの対応を行っている状況です。

再 最初に現時点において、15世帯が3カ月未納となっているとのことですが、こちらは、全世帯に期日どおりに督促の実施、滞納者との面談などはされていますか。どのような対応をされていますか。

答 地域整備課長

毎月支払いの状況が遅れた場合には、督促状の発送をしてお対応している状況です。

再 督促状の発送をした後も滞納が続く場合の対応はどう取り組んでいますか。

答 地域整備課長

少額な滞納者に対しましては、電話での確認や状況調査等を行い、滞納額が多額にならないように努めております。また、多額の滞納世帯の対応としては、戸別訪問での面

談や分納収納での支払いを粘り強く、催促と説得に取り組みしております。

再 今の課長の答弁の中で分納収納というものがありませんでしたが、分納収納については現年度分プラス滞納の分の支払い条件があると思えます。それ相応の支払い条件をつけないと、いつまでたっても正常には戻らないと思えますが、どう考えていますか。

答 地域整備課長

高額な滞納者について、要綱に基づいて弁護士に調査と照会を依頼しまして、その中で分納誓約書を結んでおります。その分納誓約に基づいて現在の住宅料と、それから滞納している分の料金を追加で払うという仕組みになっておりますが、こちらは経済的な状況もありますので、期間が長い方もいれば、短い方もおります。こうした対応をしている状況です。

再 現年度分の滞納をいかに増やさないか、滞納をいかに減らしていくか、を重要視していただいで、今後、きちんとした滞納整理の形を作り、住民に分かりやすくしてもらいたいと思えます。滞納整理を令和2年度に実施する考えや意気込みなど、今後、

どのようにしていきたいか伺います。

答 地域整備課長

今後の取り組みについてはですが、まずは、議員のお話のとおり、いかに現年度分の滞納を増やさないかということを重視しつつ、具体的には少額な滞納世帯に対し、電話での確認や状況調査等を行い、滞納額が多額にならないように努め、多額な滞納世帯に対しての対応につきましては、個別での訪問と面談、分納収納でのお支払いを粘り強く催促と説得に取り組みでまいりたいと考えております。

また、それでも支払いのない滞納世帯においては、住宅の明け渡し請求、訴えの提起、強制執行までと段階的に対策を講じるなどの手法もございしますが、弁護士費用など多額な税金を投じることになりますので、そのようなことにならないように、債権確保に取り組みでまいりたいと考えております。



各議員が所属する委員会

改選後の初議会となった令和2年2月25日(火)開催の「令和2年第1回三宅村議会臨時会」では、正副議長の他、総務文化常任委員会、経済厚生常任委員会、議会運営委員会、令和2年第1回三宅村議会臨時議会終了後の「三宅村議会全員協議会」において、任意の委員会の「議会だより編集委員会」の各所属議員を決定しました。

委員会の紹介

三宅村議会には2つの常任委員会と議会運営委員会、特別委員会、全員協議会があります。

○常任委員会

議案等を詳しく専門的に審査するために「総務文化常任委員会」と「経済厚生常任委員会」の2つの常任委員会があり、議員はどちらかの委員になります。「総務文化常任委員会」は総務課、企画財政課、消防本部、教育委員会に関する事項と他の委員会に属さない事項を、「経済厚生常任委員会」は福祉健康課、地域整備課、観光産業課に関する事項を所管します。

○議会運営委員会

議会が円滑に運営できるように定例会前に開かれ、会期の決定や議長の諮問等を協議します。議長は地方自治法の規定に基づき出席します。

○特別委員会

複数の常任委員会に関わる事項や複雑で重要な事項等、特定の事項について審議する必要がある場合に議会の議決により設置されます。過去には「空港港湾航路対策特別委員会」等がありました。

○全員協議会

議会内部の意見調整を行う場合や、村長が議会に対して重要事項の報告を行う場合等に開かれます。



議席番号	議員名 ※()内は党派	所属委員会名 (◎委員長 ○副委員長 ◇委員)			
		総務文化常任	経済厚生常任	議会運営	議会だより編集
1	石井 肇 (無)	◇		◇	
2	北川 博史 (無)		○	◎	◇
3	沖山 雄一 (無)	◎		◇	
4	沖山 肇 (無)		◎		◇
5	木村 靖江 (公)	◇		○	
6	水原 光夫 (無)		◇		◎
7	平川 大作 (共)	○			
8	谷 寿文 (無)		◇		



議長報告書

令和元年11月23日～令和2年2月27日

1. 出張関係

- 令和2年2月12日(水) 令和元年度東京都栽培漁業推進協議会出席(新宿区)
- 令和2年2月14日(金) 令和2年東京都島しょ町村議会議長会定期総会出席(港区)
- 令和2年東京都島嶼町村会・島しょ町村議会議長会第1回合同会議出席(港区)
- 令和2年東京都島嶼町村一部事務組合定例会出席(港区)
- 令和2年2月18日(火) 東京都町村議会議長会役員会出席(港区)

2. 行事・来島者関係

- 令和元年度東京都町村議会議長会第2回定期総会及び行政懇談会出席(港区)
- 令和2年2月19日(水)、20日(木) 令和元年度東京都町村議会議長会先進町村議会調査、意見交換出席(徳島県勝浦町)
- 令和2年1月3日(金) 令和2年三宅村成人式出席
- 令和2年1月11日(土) 三宅島警察署武道始式出席
- 令和2年1月12日(日) 令和2年三宅村消防団出初式出席
- 令和2年1月13日(月・祝) 三宅島柔剣道連盟鏡開き出席
- 令和2年2月1日(土) 令和2年三宅村功労者表彰式出席
- 希望の鐘を打ち鳴らす会出席



正副議長の挨拶

村民の皆さまには、日頃から三宅村議会に對しまして、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

このたび私たちは、三宅村議会議員選挙後の初議会において、正副議長に再選されました。現在までの実績を評価していただき、誠に身に余る光栄と存じます。同時に、議決機関である議会の正副議長としての職責の重さは、きわめて重大であり、身の引き締まる思いでございます。

現在、本村を取り巻く環境は、少子高齢化に對応した医療・福祉・教育の充実、大規模化・多様化する災害への対策、観光・農漁業の振興、人口減少対策など、重要な政策課題が山積しております。

私たち議会といたしましても、この現状をしっかりと把握し、前向きに、より一層の創意工夫と努力を積み重ね、村民の皆さまの信頼と期待に答えられるよう、さらなる三宅村の発展に向け、全力を尽くしてまいります。

今後とも、村民の皆さまや関係各位の皆さまの温かいご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさついたします。

三宅村議会議長 谷 寿文
三宅村議会副議長 石井 肇

全国町村議会議長会表彰



2月6日、「全国町村議会議長会第71回定期総会」が全国町村議員会館で開催され、全国町村議会議長会表彰規程に基づき、「町村議会議員として議会の運営および地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者」として、谷寿文議長が表彰されました。

三宅村議会では、令和2年第1回三宅村議会定例会第1日目において、表彰状の伝達式を行いました。



アマツバメ

フォト ギャラリー

写真提供：中込 哲
(坪田在住)



ヤツガシラ

次回定例会は6月を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、村民の皆さまの健康を守る観点から、当面の間、定例会・臨時会の傍聴につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

村民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

三宅村議会事務局

お問い合わせ先

発行：三宅村議会

住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地

電話：04994-5-0956

担当：議会事務局

【お詫びと訂正】

議会だより 33号3ページ議決結果、審議の賛否欄の表中、水原光夫議員の表記がすべて「○」となっておりますが、ご本人欠席のため賛否はありません。訂正しお詫び申し上げます。

三宅村議会事務局